

# 監 査 報 告 書

平成 29 年 5 月 25 日

学校法人文理佐藤学園  
理事会・評議員会 御中

監 事 青木二郎 

監 事 河川博昭 

私たちは、学校法人文理佐藤学園（以下「法人」という。）の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項及び法人寄附行為第 15 条第 1 項第 3 号の定めに基づき、法人の平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）における法人の業務及び財産の状況について監査を行った。

監査に当たっては、理事会、評議員会、財政委員会、人事委員会、広報委員会その他重要な会議に出席するほか、会計監査人の説明を受け、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細表）、財産目録及び事業報告書の検討並びに重要な決裁書類等の閲覧など必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類及び財産目録は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、法人の業務及び財産の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上